

大須応援団友の会規約

【名称】

第1条 本会の名称は、大須応援団友の会とします。

【事務局】

第2条 本会に事務局を設けることとします。

2 事務局は、大須演芸場内に設置します。

3 会の運営は、一般社団法人大須演芸場が行います。

【発足目的】

第3条 本会は、寄席に関心をもつお客様を会員とし、大須演芸場にて開催される定席寄席を応援することにより、定席寄席を継続させ、地域文化の向上に寄与することを目的とします。

【会員・年会費】

第4条 本会は、所定の年会費を納入した会員をもって構成します。

2 年会費は5,000円とし、本会が入会を認めたときに入会が成立するものとします。

3 会員期間は、入会の日から一年間とします。

4 お支払いいただいた年会費の返還はできません。

5 支払い方法は窓口直接支払いまたは指定口座へ振り込みとします。

【会員の特典】

第5条 会の会員は、次の特典をうけられるものとします。

① 会員は、原則として一般社団法人大須演芸場が開催する定席寄席チケットを、会員割引価格で購入することができます。

② 東海落語往来が毎月発行する落語情報誌の無料配布。

③ 大須応援団友の会の会員証を発行。

④ 一般社団法人大須演芸場が開催する定席寄席の無料券を年間一回分贈呈。

⑤ 大須応援団友の会会員証提示で定席寄席のチケットに限りお連れ様二名様を割引き料金にて販売。

⑥ 大須応援団友の会会員証提示で定席寄席開場5分前から入場可能。

⑦ 特別寄席等の入場券を、電話にて優先予約販売承ります。

【会員の退会】

第6条 会員は、申出により退会できる他、次の各号の一つに該当する場合は当然に退会するものとします。なお、一度ご入金いただいた年会費の返金はいたしません。

① 会員が死亡したとき。

② 営利を目的としたチケットの予約、或いは、転売が確認されたとき。

③ 会員が一般社団法人大須演芸場の業務を妨げ、信用を傷つける等、一般社団法人大須演芸場の不利益となる行為をしたとき。

④ 一般社団法人大須演芸場が解散したとき。

【個人情報の利用等】

第7条 会員は、本会が次の各号の目的のために、会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日及び年齢(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。)に関する情報を収集し利用することに同意します。

① 本規約に基づく運営のため会員と連絡をとる必要がある場合。

② 演芸場が販売する商品の情報・寄席情報・興行情報その他各種キャンペーン等の情報を記載した印刷物の送付。

③ メール・LINE等による営業案内。

④ 演芸場が実施するアンケートへの回答のお願い。

【会員規約の変更】

第8条 本会は、会員の事前の同意を得ることなく、会員規約の一部もしくは全部を随時変更することがあります。会員規約を変更したときは、会員に対し、適宜の方法によってその内容を通知、告知または公表いたします。

入会案内

1 | 大須演芸場にて受付

会員申込書を記入の上、年会費5,000円とともに大須演芸場事務所にご持参ください。

2 | 電話等での受付

会員申込書を記入の上、FAX (052-211-5551) にご送信ください。年会費5,000円を下記までお振込ください。(手数料はお客様負担にてお願いします。)

名古屋銀行上前津支店(店番号110)

普通預金 3819745

口座名義人 イッパンシャダンハウジン オオスエンゲイジョウ
一般社団法人 大須演芸場

※カードなどの発行は、後日郵送となります。

大須演芸場